明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○海岸法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二七〇）　二
○海岸法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二七一）　四
○原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二七二）　五
○原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二七三）　六
○金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（二七四）　六

〔府　令〕
○金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府五六）　六

〔省　令〕
○原子力損害賠償支援機構が買取りをした不動産の所有権の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令の一部を改正する省令（財務六九）　六

〔告　示〕
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（政治資金適正化委五三）　六
○種苗法第十三条第二項の規定に基づき品種登録出願を取り下げた件（農林水産一〇六五）　七
○保安林の指定を解除する件（同一〇六六）　八
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通七七三）　八
○砂防法第二条の土地を指定する件（同七七四）　八

〔人事異動〕
内閣　内閣府　金融庁　復興庁　財務省　八

〔官庁報告〕
官庁事項　九

都市再生基本方針の一部変更について（内閣）　九

労　働
最低賃金の廃止決定に関する公示（岐阜労働局最低賃金公示一、福岡同一）　二

〔公　告〕
諸　事　項
裁判所　相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　二
会社その他　二三

本号で公布された法令のあらまし

◇海岸法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二七〇号）（国土交通省）

海岸法の一部を改正する法律（平成二六年法律第六一号）の施行期日は、平成二六年八月一〇日とすることとした。

◇海岸法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二七一号）（国土交通省）

1　主務大臣が直轄工事を行う場合に代行する権限の追加

主務大臣が直轄工事を行う場合に、海岸管理者に代わって行う権限として、樹林の指定、海岸保全区域内において沈没又は乗揚げた船舶の除却命令等、津波、高潮等による被害を防止する措置をとるため緊急の必要がある際の障害物の処分等及び現場にある者等を当該業務に従事させること並びにこれらに伴う損失等の補償並びに海岸協力団体の指定等の権限を追加することとした。（海岸法施行令第一条の五関係）

2　災害時における緊急措置に係る損害補償の額等

海岸法第二三条第五項に規定する損害補償は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令中水防法第二四条の規定により水防に従事した者に係る損害補償の基準を定める規定の例により行うこととした。（海岸法施行令第五条関係）

3　施行期日

この政令は、海岸法の一部を改正する法律の施行の日（平成二六年八月一〇日）から施行することとした。

◇原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二七二号）（内閣府本府）

原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律（平成二六年法律第四〇号）の施行期日は、平成二六年八月一八日とすることとした。